

経済産業省委託事業

ASEAN における知的財産にかかわる

諸団体等の活動調査報告

2014 年 2 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

felicite IP Consulting Singapore Pte. Ltd.

3.6 マレーシア

3.6.1 概要

2020年までに先進国入りすることを目標としているマレーシアは、1969年の5月13日事件と呼ばれている民族暴動をきっかけにし、政府の基本方針となる「新経済政策」を始動させた。それ以来、2009年のリーマンショック時を除き、経済成長率は概ね安定的に推移してきた。日系企業のマレーシアへの進出は早く、80-90年代から始まり、2012年度には日系企業の投資額が第一位となった等、今でも日系企業に直接投資先として人気がある。また、2013年1月に新しく改正された最低賃金制度の施行や海外優秀人材を誘致する方針等、マレーシアの今後の経済発展はASEAN諸国の中でも注目の的のひとつである。

知的財産権保護の面においても、マレーシアはASEANの中でシンガポールに次いで知的財産の保護が進んでいる。知的財産裁判所の設置や著作権法の改正を行い、知的財産保護の強化を目指している。また、米国スペシャル301上の監視国から外れており、ASEAN内の他の国と比較すると知的財産の保護が進んでいる。しかし、依然として海賊版光ディスクや、医薬品の模倣品等の問題が残っている。

特許や商標等の権利取得については、電子出願が可能であり、早期審査制度も有り出願人フレンドリーな制度となっている。特許出願件数は年間6,500件程度で、日本出願人の出願数は1,000件弱であり、欧米企業と比較すると低調である。

なお、日本とマレーシアで特許審査ハイウェイ(PPH)を利用することはできないが、修正実体審査(MSE)により、日本の登録特許に基づいて実質的に無審査で特許を受けることができる。修正実体審査を利用する際、出願人は日本の審査結果を示す書類として特許証及びその英語訳を提出することが求められる。

また、日本特許庁はマレーシア知的財産公社との合意により、2013年4月1日以降にマレーシア知的財産公社が受理したPCT国際出願に対して、日本特許庁は国際調査及び国際予備審査を実施することが可能となった。つまり、出願人が希望すれば、国際調査機関、または国際予備審査機関として日本特許庁を選択することで日本特許庁が行った調査結果を受けすることができる。

3.6.2 調査結果

a. 公的機関

以下の公的機関を調査対象として公知情報の分析、アンケートによる調査分析を行った。

マレーシア知的財産公社	Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)
国内取引・共同組合・消費者省	Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (MDTCC)
マレーシア税関	Royal Malaysian Customs

マレーシア国際貿易産業省 マレーシア投資開発庁	Ministry of International Trade and Industry (MITI) Malaysian Investment Development Authority (MIDA)
マレーシア警察	Royal Malaysia Police
マレーシア内務省	Ministry of Home Affairs
知的財産裁判所	IP Court

マレーシア知的財産公社 (Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO))

(1) 主な業務内容

特許、意匠、商標の審査及び登録業務、知的財産に関するアドバイスサービスの提供を行っている。また、一般向けの知的財産に関する公報活動を行っている。

マレーシア知的財産公社の業務については以下の法令に規定されている。国内取引・共同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Cooperative and Consumerism: MDTCC) の管理下にある。尚、2005 年に法人化された。

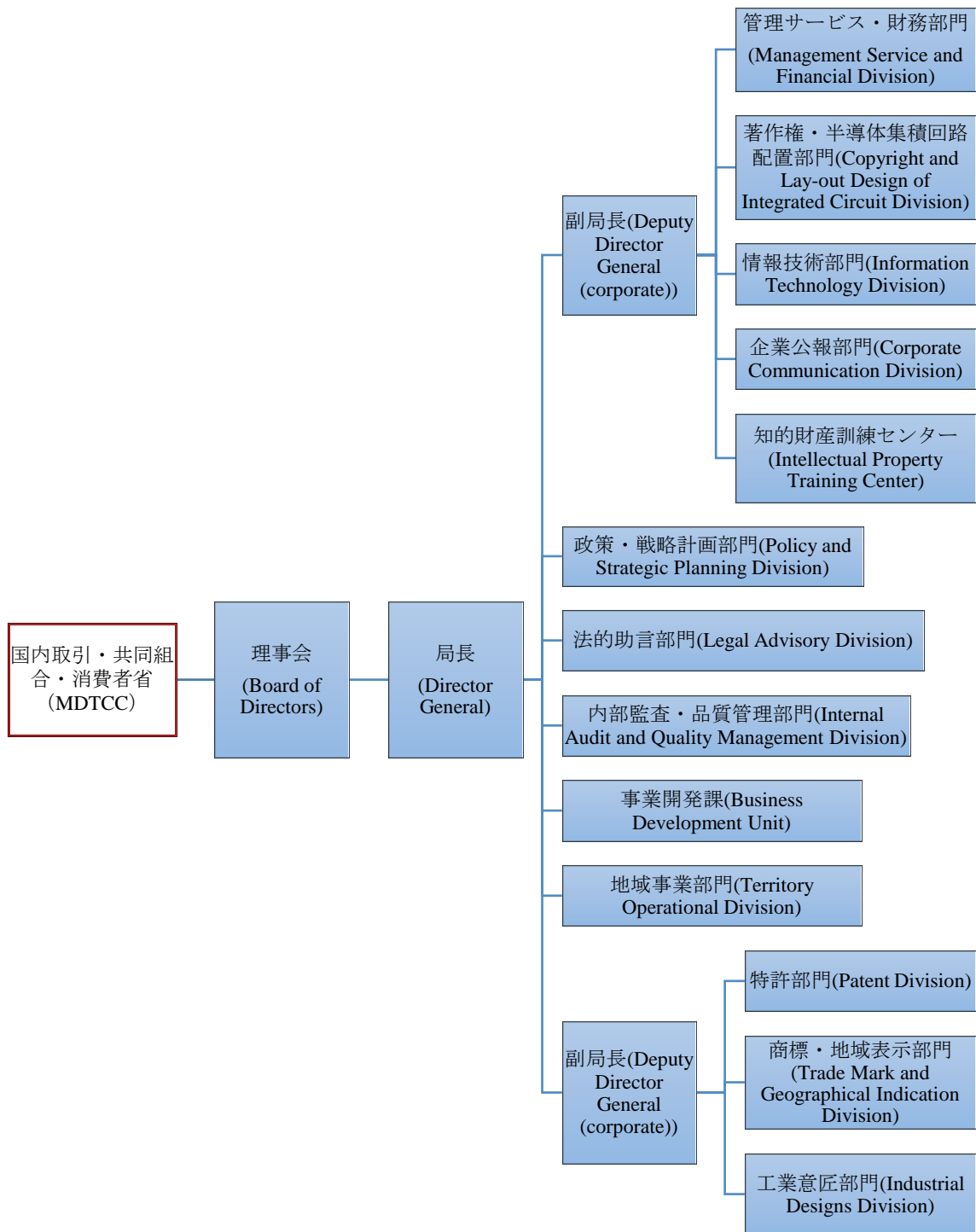
マレーシア知的財産公社の業務を規定する法令

Intellectual Property Corporation of Malaysia Act 2002 (Act 617)
Trade Marks Act 1976 (Act 175)
Patents Act 1983 (Act 291)
Industrial Designs Act 1996 (Act 552)
Geographical Indications Act 2000 (Act 602)
Copyright Act 1987 (Act 332)
Layout Designs and Integrated Circuit Act 2000 (Act 601)

特許出願件数は年間、6,500 件程度、商標出願件数は年間 25,000 件程度を処理している。

(2) 組織構成

マレーシア知的財産公社は、国内取引・共同組合・消費者省 (MDTCC) の管理下にある組織である。主な組織を以下に示す。総員は 400 人強で、そのうち約 100 人が商標部門に在籍している。特許審査官は約 80 名が在籍している。



マレーシア知的財産公社組織図

(3) 他団体との協力及び活動内容

知財関連の人材育成機関である知的財産訓練センター(IPTC: Intellectual Property Training Center)と連携して、知財関連の教育・研修等を行っている。IPTC は、MyIPO 本社と同じ場所にあり、図書館、教室、コンピュータールーム等を備えている。

また、マレーシア知的財産公社はセミナーやワークショップの開催にも力を入れている。マレーシア国内の中小企業を招き、知的財産制度をはじめ、特許等出願時の実際の手順や地理的表示、著作権に関連する知識等を企業の方々に紹介している。

国内取引・共同組合・消費者省 (Ministry of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (MDTCC))

(1) 主な業務内容

国内取引・共同組合・消費者省(以下、MDTCC)内の組織である執行部門(Enforcement Division)が、著作権侵害、模倣品被害から、知的財産権者を守る役割を担っている。

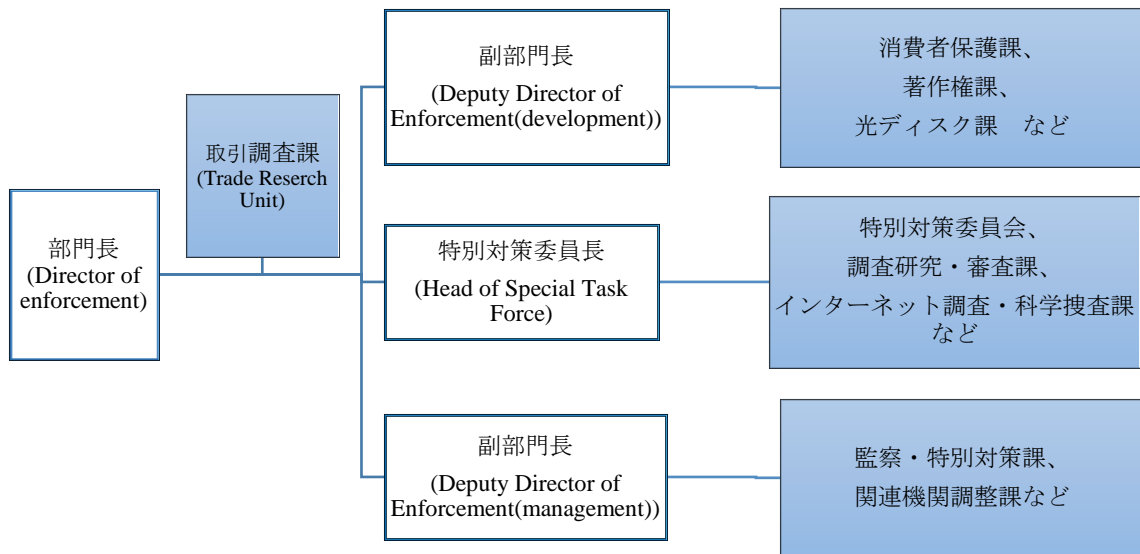
Enforcement Division は、著作権法(Copyright Act 1987)、光ディスク法(Optical Disc Act 2000)に基づいて、海賊版の取り締まりを行うと共に、取引表示法(Trade Description Act 2011)に基づいて模倣品の取り締まりを行う。

また、税関と連携して国境での模倣品押収等を実施している。

2011 年から、商標権者を商標権侵害から守るために、Basket of Brand (BOB)というデータベースの運用を開始している。BOB に自己の商標を登録すると、Enforcement Division は登録されている商標の捜査や押収を率先して行う。BOB に登録した商標権者は、Enforcement Division の捜査等に協力する必要があるものの、自己の商標権が侵害されるリスクを減らすことが可能となる。

(2) 組織構成

Enforcement Division の組織図を以下に示す。



マレーシア国内取引・共同組合・消費者省(MTDCC)組織図

副部門長(Deputy Director of Enforcement(development))の下に、消費者保護課(Consumer Protection unit)、著作権課(Copyright unit)、光ディスク課(Optical Disks unit)、供給・価格調整課(Control of Supplies & Price unit)、分割払い課(Hire Purchase unit)、直販課(Direct Sales unit)、商品表示課(Trade Description unit)、法定計量課(Legal Metrology unit)、AMLA課(AML A unit)があり、特別対策委員長(Head of Special Task Force)の下に、特別対策委員会 1~5(Special task force 1 to 5)、調査研究・審査課(Investigation Research & Prosecution unit)、インターネット調査・科学捜査課(Internet Investigation & Forensics unit)、K9 課(K9 unit)、統計・書類調査課(Statistics & Investigation Paper Recoedation unit)があり、副部門長(Deputy Director of Enforcement(management))の下に、監察・特別対策課(Inspectorate & Special task unit)、関連機関調整課(Inter Agency Coordination unit)、物流・国内保安課(Logistics & Internal Security unit)、展示管理課(Management of Exhibits unit)、管理課(Management unit)がある。

(3) 他団体との協力

マレーシア知的財産公社をはじめ、マレーシア企業委員会(Companies Commission of Malaysia)やマレーシア競争法委員会(Malaysia Competition Commission)、マレーシア協同組合大学(Cooperative College of Malasia)等、マレーシア国内の関連機構とも密接に情報交換を行っている。

マレーシア税関 (Royal Malaysian Customs)

(1) 主な業務内容

マレーシアにおける知的財産に関する執行機関は、国内取引・共同組合・消費者省(MDTCC)であるが、税関においても、商標法の規定(Trade Mark Act 1976, section 70C – 70O)により、職権に基づき取り締まりを行うことができる。

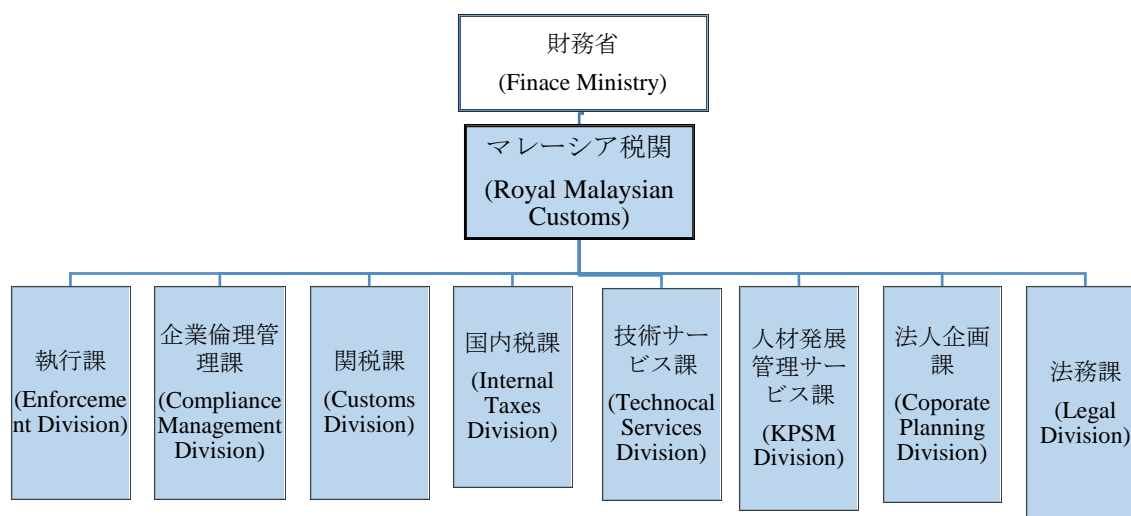
税関は 1826 年に設立されており、財務省(Finance Ministry)配下の組織である。

国境での取り締まりにおいては、侵害の恐れのある品物若しくは模倣品の差し押さえをすることができる。この差し押さえは、商標権者から申し立てのあったものに対して職権で行う。取り締まりを担当するのは税関の執行部(Enforcement Division)である。

また、2015 年までには世界クラスの税関管理を達成することを目標としており、税関としての信頼度と企業倫理、業務の効率性の向上活動に取り組んでいる。

(2) 組織構成

マレーシア税関は執行課 (Enforcement Division)、企業倫理管理課 (Compliance Management Division)、関税課(Customs Division)、国内税課(Internal Taxes Division)、技術サービス課(Technical Services Division)、人材発展管理サービス課(KPSM Division, Human Resource Management Service Unit)、法人企画課(Coporate Planning Division)、法務課(Legal Division)等によって構成されている。



マレーシア税関組織図

(3) 他団体との協力

水際の侵害品の通関停止や模倣品の輸入禁止の行使時に、警察と協力し合い、業務を行っている。また、マレーシア知的財産公社の登録官より模倣品の輸入差し止めの申請通知等を受けた場合は、税関は該当物品を押収、留置する。

マレーシア国際貿易産業省 (Ministry of International Trade and Industry (MITI))

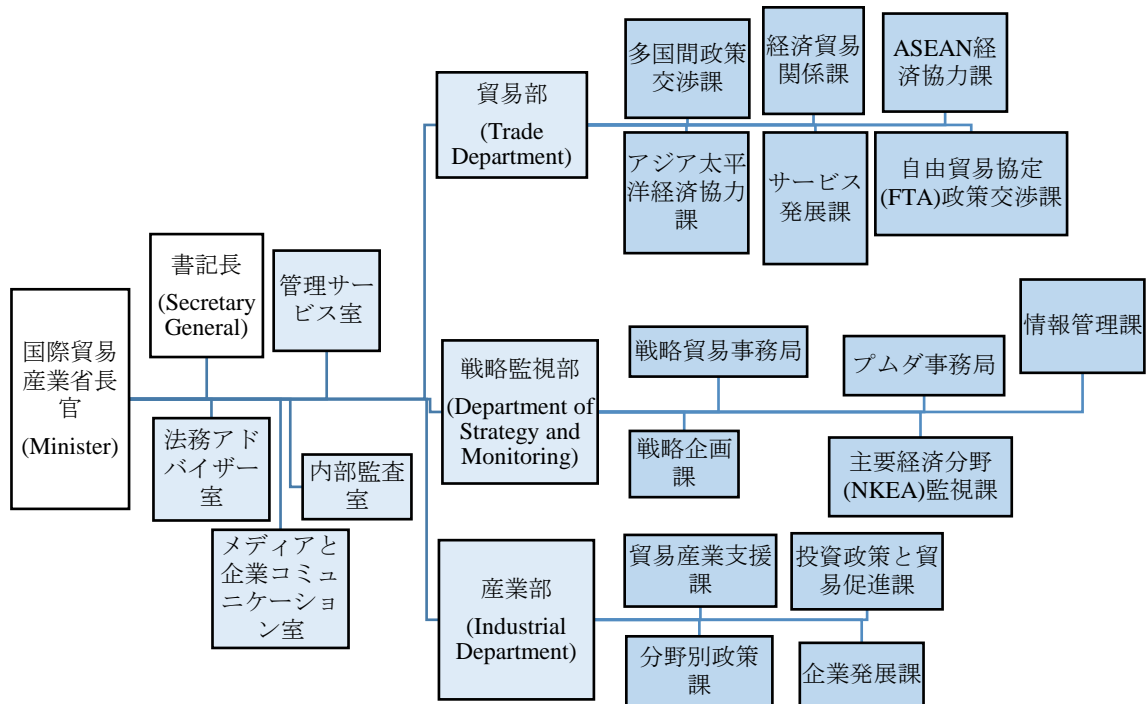
(1) 主な業務内容

国際貿易産業省は 1956 年に設立された組織であり、貿易と産業政策の立案と実行を業務としている。「カセット、カラーコピー機、ビデオ及び録音用の磁気テープ」などを輸入する際には、国際貿易産業省から輸入許可証を取得する必要がある(Custom Act 1967, Prohibition of Import/Export Orders)。尚、この規定は、模倣品の流入の抑止効果や、税関での担当の意識向上に役立っていると思われる。

また、国際貿易産業省は、産業調整法(Industrial Coordination Act 1975)により製造許可が必要な技術移転の管轄官庁であり、執行については、マレーシア工業開発庁(Malaysian Industrial Development Authority, MIDA)が行っている。

(2) 組織構成

マレーシア国際貿易産業省は、長官の下に書記長が補佐として位置している他、貿易部(Trade Department)、戦略監視部(Department of Strategy and Monitoring)と産業部(Industrial Department)が設置され、それぞれの部門は更に合計 20 個以上の課によって構成されており、精細な業務分担になっている。



マレーシア国際貿易産業省(MITI)組織図

(3) 他団体との協力

マレーシア国内企業や銀行等、各産業とは会合を通じて貿易に関する情報・意見を交換している。

内務省 (Ministry of Home Affairs)、マレーシア警察 (Royal Malaysia Police)

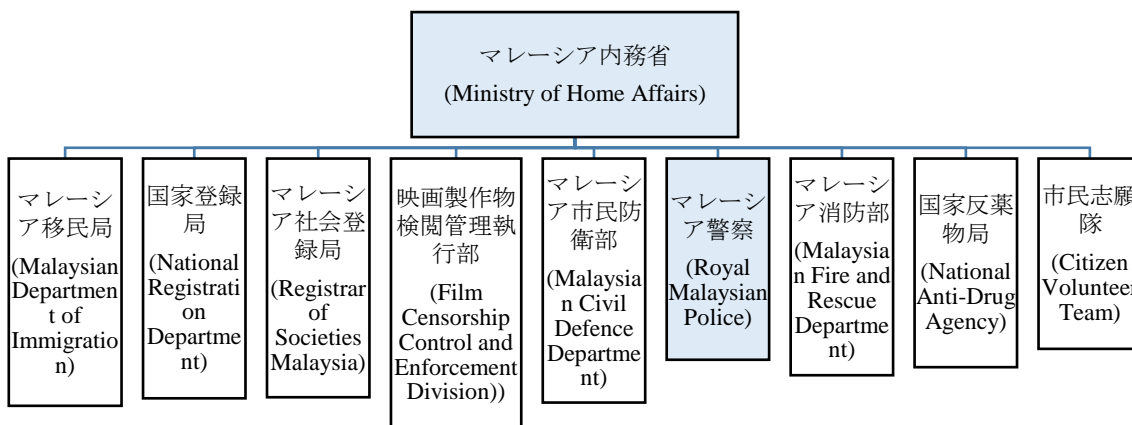
(1) 主な業務内容

内務省は 1948 年に設立された。警察は内務省配下の組織であり 1807 年に設立され 1958 年から現在の名称である”Royal Malaysia Police”と呼ばれている。警察の権限と義務については Police Act (1967)に規定されている。

警察と内務省の映画製作物検閲管理執行部(Film Censorship Control and Enforcement Division (Division C))にて、知的財産に関する取り締まりを実施している。警察内での担当は、商業犯罪課である。映画製作物検閲管理執行部(Film Censorship Control and Enforcement Division (Division C))は、映画と映画関連出版物の検閲と違法行為に対する取り締まりを実施している。警察は、光ディスク法 (2000), 著作権法(1987), 関税法 (1967)を執行する権限を有している。一定ランク以上の警察官は、MDTCC 執行部や税関の職員と同等の権限を有している。

(2) 組織構成

内務省は以下の部門と機構によつて組織されている。移民と検事(Immigration and Checkpoints Authority)を担当するマレーシア移民局(Malaysian Department of Immigration)と国家登録局(National Registration Department)、広報関係と公務を担当するマレーシア社会登録局(Registrar of Societies Malaysia)と映画製作物検閲管理執行部(Film Censorship Control and Enforcement Division)及び国内防衛と救助を担当するマレーシア市民防衛部(Malaysian Civil Defence Department)、マレーシア警察(Royal Malaysian Police)、マレーシア消防部(Malaysian Fire and Rescue Department) 、国家反薬物局(National Anti-Drug Agency)と市民志願隊(Citizen Volunteer Team)がある。



マレーシア内務省組織図(警察含む)

(3) 他団体との協力

マレーシア国家警察はもちろん、マレーシア社会登録局(Registrar of Societies Malaysia)、マレーシア移民課(Immigration Department of Malaysia)、国家薬物取締局(National Anti-Drug Agency)、マレーシア国民防衛課(Malaysian Civil Defence Department)等、マレーシア国内重要な官庁とも密接に連携して業務を行っている。

知的財産裁判所 (Intellectual Property Court)

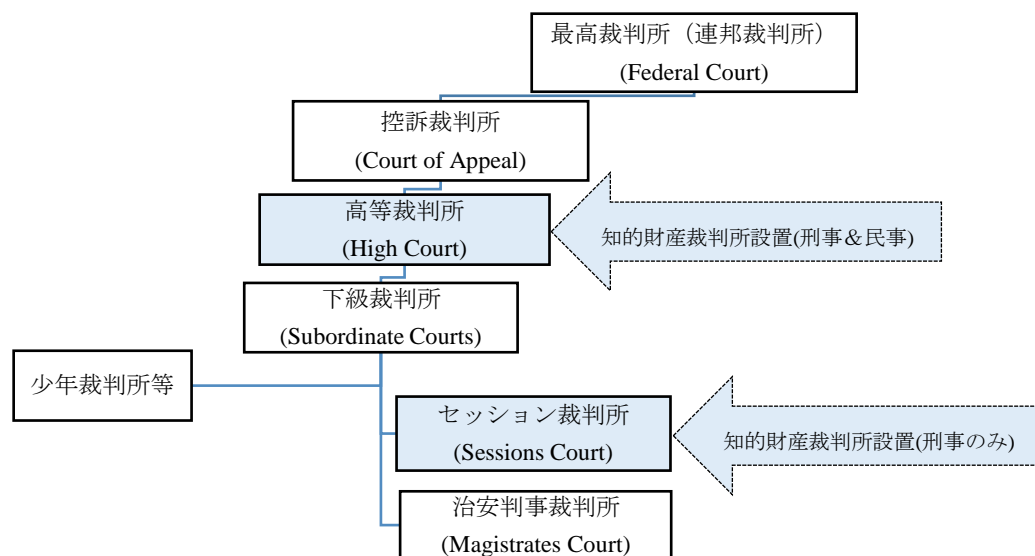
(1) 主な業務内容

2007年にマレーシア政府から発表された国家知的財産政策(National Intellectual Property Policy(NIPP))により、知的財産の保護／権利行使の強化を図るため、知的財産裁判所 (Intellectual Property Court)が設置された。15箇所(ほぼ州単位)に設置されるセッション裁判所(Sessions Court)と6箇所の知的財産の高等裁判所(High Court)が設置される計画であったが、現時点では、高等裁判所(High Court)とセッション裁判所(Sessions Court)は1箇所に限られる。セッション裁判所(Sessions Court)では刑事事件を扱い、高等裁判所(High Court)では、刑事事件の上訴ケース及び民事事件を扱う。

商標権や著作権の侵害時に取り得る措置として、刑事訴訟と民事訴訟がある。刑事訴訟の場合は、政府機関であるマレーシア国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)が対応するため、早く、比較的低コストで対応することが可能である。その一方で、知的財産権者が原告ではないため、裁判を管理できないという問題がある。民事訴訟で知的財産権者が原告として対応した場合、裁判所で自己の主張を十分にすることはできるが、コストが高く、自ら手続きを行う必要がある等の問題がある。

(2) 組織構成

知的財産事件を取り扱うセッション裁判所及び高等裁判所を含めたマレーシア裁判所の構成図を以下に示す。



マレーシア裁判所構成図

(3) 他団体との協力

警察と税関の協力を得て、知的財産権侵害品の押収等を進める。また、マレーシア知的財産公社からの要請に応じて協力する。

b. 民間団体

以下の民間団体について公知情報から調査を行った。

発明デザイン協会	Malaysian Invention & Design Society (MINDS)
アジア弁理士協会	APAA Malaysia Group
知的所有権協会	Malaysian Intellectual Property Association (MIPA)
国際録音産業マレーシア部会	Public Performance Malaysia (PPM)
マレーシア IP 同窓会	Intellectual Property Alumni Association of Malaysia (IPAAM)
ライセンス実行協会	Licensing Executives Society Malaysia (LESM)
マレーシア著作権盗難対策連盟	Malaysia Federation Against Copyright Theft (MFACT)
マレーシア弁護士会	Malaysian Bar Council

発明デザイン協会 (Malaysian Invention & Design Society (MINDS))

(1) 主な業務内容

発明デザイン協会は、1986年に設立されたマレーシア最大の発明／イノベーション／研究開発推進を目的とした民間団体であり、個人・大学・企業が会員である。

マレーシアで開催される”INVENTION, INNOVATION & TECHNOLOGY”をテーマとした展示会 INTEX を主催している。INTEX の開催は 2014 年が 25 回目の開催となる。展示会には約 1 万 2 千人が来場している。また、INTEX 内で開催される MYIC (Malaysian Young Inventors Competition) も主催している。

マレーシアにおける発明発掘、研究開発、発明商用化のサポートや、トレーニングプログラムの提供も行っている。

(2) 他団体との協力

マレーシア、台湾、中国、韓国、インドの発明家団体で構成される ACIA (ASIAN CAUCUS OF INVENTION ASSOCIATION) と協力して各国における発明の推進に努めている。

アジア弁理士協会 (APAA Malaysia Group)

アジア弁理士協会のマレーシア部会が設立されている。総会への参加等の活動を行っている模様である。マレーシア部会の会員数は 78 名。

知的所有権協会 (Malaysian Intellectual Property Association (MIPA))

(1) 主な業務内容

1989年に設立された知的財産関係者の団体であり、Societies Act 1966に基づいて登録されている。会員数は170名程度である。Executive Committeeと5つのSub Committeeから構成される。

Sub Committeeは以下のテーマについて検討している。

MIPA Constitutional & Policies Review

Training & Development

Website & Publicity

Liaison & Membership

IP & Law Review

(2) 他団体との協力

設立当初から、マレーシア知的財産公社(MyIPO)と緊密に連携している。マレーシア知的財産公社が設立したトレーニングセンター(Malaysian Intellectual Property Center (IPTC))の運営サポートを行っている。

また、ASEAN Intellectual Property Association (ASEAN IPA)の活動にも積極的に携わっている。

国際録音産業マレーシア部会 (Public Performance Malaysia (PPM))

(1) 主な業務内容

国際録音産業マレーシア部会は、1988年に設立された団体であり、その役割については著作権法(Copyright Act of 1987)に規定されている。国際録音産業マレーシア部会は、Recording Industry Association of Malaysia (RIM)が保有している。RIMは、IFPI (International Federation of the Phonographic Industry)の下部組織である。

録音された音楽(カセット, CD, DVD)のOne-Stop Licensingを提供している。全てのマレーシアにおけるレコード会社が会員になる資格を有している。現在の会員数は236社。

以下の種類のライセンスプログラムを提供している。

- Broadcast License

- Commercial Rental License

- Single Event License

- Annual License

- Reproduction License

マレーシア IP 同窓会 (Intellectual Property Alumni Association of Malaysia (IPAAM))

(1) 主な業務内容

日本特許庁(JPO)で研修を受けた研修生が設立した同窓会。研修生以外であっても、「知財分野に興味があり、法律、技術、経営、貿易や教育分野において研修を受けたことのある人」なら誰でも入会金を払えば、同窓会に参加することができる。

2000年設立で、会員数は75名である。

「知財プログラムの参加者同士の友情・相互理解を育み、維持し、また知財権の保護、発展、またはマレーシアやASEAN地域の人々に対する知財権情報の普及」及び「知財権制度・文化についてのJPO、APIC、または他のIP同窓会との相互理解、協力の促進」を目的としている。

これまでに、JPOやマレーシア知的財産公社と協力して7回のフォローアップセミナーを実施している。

ライセンス実行協会 (Licensing Executives Society Malaysia (LESM))

(1) 主な業務内容

LESMは、Licensing Executives Society Internationalのローカル組織である。非営利組織であり、ライセンス活動に携わる人々のスキルの向上と倫理の向上等を目的としている。また、一般公衆、政府機関、経済団体等に技術ライセンスや知的財産の重要性についてアピールするという役割も担っている。

LESMの会員になると、各種会合への参加、メンバー間での情報共有、法改正等へのロビイング活動等への参加等のメリットがある模様である。

2012年には”Contractual and Other Legal Issues in Licensing”というテーマのセミナーを開催している。

マレーシア著作権盗難対策連盟 (Malaysia Federation Against Copyright Theft (MFACT))

(1) 主な業務内容

2007年にMotion Picture Association (MPA)により設立された団体であり、マレーシアにおける映画産業及びテレビ産業の保護を目的として活動している。ディズニー、FOX、パラマウント、ソニーといった世界的な映画会社に加えて、現地の販売会社も加入している。尚、MPAは映画産業の保護を目的に設立された世界的な団体である。

海賊版の違法性について、小冊子、ポスター、動画等を用いて広く公衆に訴えると共に、海賊版の販売等の行為の通報受付を行っている。

(2) 他団体との協力

MFACTはMPAの関連団体であり、共同して業務を実施している。

マレーシア弁護士会 (Malaysian Bar Council)

(1) 主な業務内容

マレーシア弁護士会は、”Advocates and Solicitors' Ordinance 1947”に基づいて設立され

た団体で、12,000 人程度の会員を擁する。法律の適切な執行と法律家及び公衆の利益保護のために設立された。

弁護士会内に知的財産委員会(Intellectual Property Committee)が設けられている。

Intellectual Property Committee のメンバーは 25 名であり、年に 5 回程度の研修を行っているようである。LES Malaysia とセミナーを共同で開催する場合もある。

弁護士のデータベースも整備されており、知的財産分野を扱える弁護士事務所についても検索できるようになっている(<http://www.malaysianbar.org.my/areas-of-practice/>)。

c. 教育機関

以下の教育機関について、公知情報から調査を行った。

マラヤ大学	University of MALAYA
マラ工科大学	Universiti Technology MARA

マラヤ大学 (University of MALAYA)

(1) 主な業務内容

1949 年設立の国立大学。大学の研究成果の知的財産の保護、活用、商用化を図るための組織を 1998 年に設立し、2009 年から University of Malaya Center of Innovation and Commercialization (UMCIC)との名称で活動している。

UMCIC 内には、Intellectual Property Management Unit, Innovation & Research Commercialization Unit, Incubator Center Management Unit, Technology Licensing Unit (TLO)が設けられている。

Intellectual Property Management Unit では以下の活動を行っている。

UMCIC における知財活動

- | |
|-------------------------------------|
| - 大学で創作された知的財産の保護と管理 |
| - 知財セミナーを開催し、学生や学者に対して知財に関する知識を提供する |
| - 発明者に対する法律的なアドバイスの提供と、出願のサポートを行う |

2013 年 11 月の時点で UMCIC は、合計 679 件の知的財産を保有している。出願件数は、2013 年で 90 件程度である。

UMCIC で保有する知的財産

Malaysia Patent Pending	400
International Patent Pending	67
PCT Filing	37

Copyright	53
Trademark	49
Malaysia Granted	60
International Granted	11

マラ工科大学(Universiti Technology MARA)

(1) 主な業務内容

マラ工科大学は、1956年に設立された公立大学である。

大学の機関である Institute of Research, Development and Commercialisation (IRDC)にて大学の研究成果である知的財産の保護を行っている。また、知的財産に関する研修を行っている。

また、University-Industry Linkage Center (UILC)にて、研究開発成果の商用化、技術移転を行い、それに伴う知的財産の権利化等を行っている模様である(2009年頃の情報)。UILCは、商用化と技術移転を担当する Technology Transfer & Commercialization Unit と知的財産の権利化を担当する IP Management Unit から成る。

セミナーの開催や、特許等の知的財産の権利化活動を行っている模様である。

[参考資料]

アセアン・インド知財保護ハンドブック(JETRO, 2012年8月)

模倣対策マニュアル マレーシア編(JETRO), 2013年3月

マレーシア特許出願審査手続フロー

(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/pdf/asia-mmse.pdf>)

UM CENTER OF INNOVATION & COMMERCIALIZATION

(<http://um.edu.my/doc/research/umrvol3/files/page/45.swf>)

マレーシア訪問記 2013 (日本技術貿易株式会社ホームページ :

http://www.ngb.co.jp/ip_articles/detail/996.html)